

勇魚 ISANA

Oct. 1997 No.17

目次

- 21世紀の食料確保に向けて . . . 1
日野市朗
民主党捕鯨対策議員協議会 会長
衆議院議員
- 再生可能な野生生物資源及び海洋生物資源の
持続的利用に対する国際的な取り組み . . . 2
リチャード・ボンボ
米下院議員
- クジラ その思い出と期待と . . . 5
橋本周久
茨城大学 学長
- 捕鯨を巡る国際議論と
国際捕鯨委員会について思うこと . . . 7
ミルトン・フリーマン
カナダ極地圏研究所 上級研究員
- クジラ問題をどう次世代に伝えるか . . . 11
細川隆雄
愛媛大学 教授
- 第10回ワシントン条約締約国会議の結果並びに
その野生生物資源の持続的利用への影響 . . . 13
タパレンダバ・N・マベネケ
ジンバブエCAMPFIRE協会 理事長
- 勢子舟でつなぎたい黒潮・鯨文化 . . . 17
梅崎義人
水産ジャーナリスト

ごあいさつ

21世紀の食料確保に向けて

日野市朗

民主党捕鯨対策議員協議会 会長
衆議院議員

かつて広大無限、その資源は無尽蔵といわれた海も、今日では境界線が引かれ、利用可能な資源は有限の時代となりました。現在、我が国は、国連海洋法条約の批准に伴い、排他的経済水域の設定が義務づけられ、中国あるいは韓国との間で真剣な漁業交渉を行なっています。このように、世界は海洋生物資源の利用を巡って、まさしく海洋分割の時代に入った感があります。

海洋分割といっても魚や鯨にとって国境があるわけではありません。魚や鯨は200海里の内外を自由に行き来しており、これらの資源を持続的に利用していくためには、個々の沿岸国や地域漁業管理機関による科学的な調査研究とその結果に基づいた適切な資源管理が必要となっております。

21世紀に向けて、人口増大による世界的な食料不足が懸念される中で、各国、特に海洋生物資源への依存度の高い沿岸国は、資源をいかに無駄なく持続的に利用していくかを真剣に考えていかなければなりません。

適切な資源管理を行なうためには生態系全体を視野におき、資源全体を万遍なく利用していくことが必要と考えます。クジラなど特定の生物をシンボル化してその利用に反対する国もあるようですが、生態系の中の特定の資源だけを保護することは、かえって海洋生態系のバランスを崩すこととなります。

我が国は、四方を海に囲まれ、昔から鯨を含め、あらゆる海洋生物資源を利用してきたおり、その培った技術や知見は、今後、世界人類の食料確保の面で大いに貢献するものと確信いたします。

来る10月20日からモナコで第49回の国際捕鯨委員会（IWC）が開催されますが、21世紀の食料不足を見据え、IWCが鯨類資源の保全と利用を目的とする国際管理機関としての本来の姿に立ち返り、建設的な議論が行なわれることを期待して止みません。

再生可能な野生生物資源及び海洋生物資源の 持続的利用に対する国際的な取り組み 生物資源と人類にとって何が必要か

リチャード・ボンボ

米下院議員

私は米下院議長より、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)の第 10 回締約国会議(COP 10)に出席するよう指名された際、同会議の議題を再検討し、この重要な国際取引に関する条約の背景と歴史を熟知する必要に迫られた。

1973 年に CITES が採択された際、締約国は“絶滅の恐れのある特定の動植物種を、国際取引を目的とした乱獲から保護するには、国際協力が不可欠である”ことに同意した。この目的を達成し、動植物を付属書へ掲載することによって取引を制限し、国際取引を適正に管理するため、その根底となる基準は、科学や取引に関わる様々な要因、それに“予防的原則”を考慮に入れた“最良の情報”に従って設定されるはずであった。中でも締約国に提供される客観的な科学的情報は、これに基づいて締約国が決断を下すため、最も重要な要件とされた。

だが、残念なことに、CITES の過去の歴史の中で、再生可能資源の消費に何がなんでも反対する非政府団体(NGO)が、客観的で科学的な管理の概念を、感情論や彼ら独自の論理へとすりかえることが多々あった。しかし、CITES を始め、国際捕鯨取締条約のような再生可能資源の国際管理を目的とする条約が今後も引き続き存続するためには、管理や取引に関する政策を決定するに当たり、その根源をしっかりと科学におかなければならないことは明らかである。

第 10 回締約国会議で付属書掲載の是非に対し、相反するアプローチが顕著に見られたのは、アフリカゾウ及びクジラ資源のダウンリスティング提案であった。

動物の消費的利用を認めないプロテクショニズムが盛りあがる中、1989 年の締約国会議において世界中のゾウ資源が、国際商取引をすべて禁止する付属書 に掲載された。ところが残念なことに、この決定は科学的なデータを完全に無視したものであった。生息圏内の、すべてのアフリカゾウが絶滅の危機に瀕していたわけではなかったのである。

ジンバブエでは、1989 年にすべてのアフリカゾウが付属書 に掲載されて

国際取引が禁止されたため、アフリカゾウを適正に間引くための財政が切りつめられ、その結果、アフリカゾウは生息地の収容能力を 2 倍以上も上回る 75,000 頭に増えてしまった。ジンバブエでは毎年最低でも 400 万ドルの象牙収入を失うことになり、1996 年の終わりまでには合計で 3,200 万ドルにも上った。これらの収入は野生生物管理のための資金となるはずであった。また、これらの収入を失ったことで、多くの国民が失業することにもなった。象牙収入の喪失や失業、その結果生じた野生生物管理の諸問題、ゾウの過剰繁殖による作物被害や人々への危害、これらはすべて起こるべきことではなかった。何故なら、CITES でアフリカゾウの付属書 への掲載が決まったとき、ジンバブエのゾウ資源は絶滅の恐れも無く、適正に管理されていたのである。

幸いにして、第 10 回締約国会議では、締約国の 3 分の 2 以上の賛成票を得て、厳格なガイドラインの基に、在庫象牙及びその他のゾウ製品の取引が許可されることになった。在庫象牙の取引はボツワナとナミビアにも認められた。1989 年の付属書掲載の際には、感情的で誤った決断を下した CITES が、遅れ馳せながら、客観的基準に基づいて適正に問題に取り組んだのである。

第 10 回締約国会議ではまた、ミンク鯨の付属書 から へのダウンリスティング提案が提出された。世界中のミンク鯨資源が豊富であるとの科学的データに対し、本気で疑問を持つ者などいるはずもない。実際に、IWC 科学委員会はミンク鯨の限定的捕獲が、資源に悪影響を及ぼすことはないであろうと報告している。ダウンリスティング提案が反対を受けたのは、IWC により 1982 年に採択された商業捕鯨モラトリアムが、1986 年より実施されており、CITES は IWC の決定を支持する立場上、ダウンリスティング案を受け入れるべきでないという理由からである。このような論理は 2 つの理由から精査を欠いている。

種のダウンリスティングが、自動的に取引再開を意味するものでないことは明らかである。それでも IWC の捕鯨禁止を支持してダウンリスティングに反対する“理由”は、プロテクショニスト・グループがロビー活動で使った口実と明らかに同様のものである。これらのダウンリスティング提案は必要な 3 分の 2 の賛成を得られなかったものの、支持票の数は、多くの国々が科学的根拠を認め、薄っぺらな感情論を否定していることを示しており、大いに励みとなるものであった。

例えば、ノルウェーは 1994 年の第 9 回締約国会議において、第 10 回会議と同じ提案、つまり、北東大西洋並びに北大西洋中部のミンク鯨資源のダウンリスティングを提案した。この時の公開投票による投票結果は、賛成 16、

反対 48、棄権 52 で大敗を喫した。それが第 10 回締約国会議では秘密投票の結果、賛成 57、反対 51、棄権 6 と大きく票を伸ばし、日本の提案したコク鯨やミンク鯨のダウンリスティング案もまた、多くの支持を得た。ここで示唆されていることは、秋に開催される第 49 回 IWC 年次会議で、限定的な商業捕鯨の再開を審議する際、CITES における日本とノルウェーによるミンク鯨のダウンリスティング提案の投票結果に十分留意しなければならないということである。

最も重要なことは、すべての締約国が、CITES は取引に関する条約であり、環境哲学について論議する場ではないということを理解することである。締約国が審議すべき根本的問題は、適正な科学的基準に基づいた“再生可能資源の持続的利用”についてであって、保護主義による誤った考え方に根付く感情的な概念ではない。後者は生物種の適正な管理を無視するだけでなく、人々の長年にわたる文化として、また食料としての必要性や、管理された取引から得られる経済的利益をも蔑視するものである。ここの区別をしっかりとしておかないと、世界の野生生物、植物、海洋資源の未来は、すっかり主観的な意見や感情論に左右されてしまうだろう。そのようなことが起きてはならない。

野生生物や海洋生物の管理に関する二国間、多国間条約は何百も存在する。これら国際協定の締約国は例外なく、科学的原則に基づく再生可能資源の持続的利用が、協定の活動基盤となるべきだと認識している。この根本的な概念に忠実に従えば、対象となる生物が鯨、ゾウ、カメ、魚、植物の何であろうが、世界の生物種の適正な保護は保証される。さもなければ、再生可能資源と人類の未来は、確実に危険にさらされることになるであろう。

ポンボ下院議員：カリフォルニア州第 11 区選出。共和党に所属し、米国下院で 3 期目を務める。下院資源農業委員会のメンバー。

クジラ その思い出と期待と

橋本周久

茨城大学 学長

戦後間もない頃、旧制高校を卒業した。モノが溢れている昨今と違い、極度の食糧難の時代であった。少しでも食べ物にありつきたいとの願いもあって、大学では水産学(水産物利用学)を専攻した。当時のクジラにまつわる思い出といえば、例の表層部を食用色素で赤く染め上げたベーコンである。独特の臭気を帯びた、あの脂身の配給品が懐かしい。学部を卒業後、大学院に進学し、さらに幸い任官し、マグロなど赤身魚肉の赤色の本体の研究に当たった。当時、その赤色については血色素ヘモグロビンの存在によるとするもの、細胞内酵素のチトクロムCによるとするもの、など諸説があったが、いずれも根拠に乏しかった。分析機器もろくにない時代で、種々苦労はあったものの、独自の方法によってマグロ、カツオ等の肉色の主体が、牛肉やクジラ肉と同様に、筋肉色素ミオグロビンであることを明らかにすることができた。

ところで、これらの赤身魚肉は蓄肉に較べて貯蔵中の色変(褐変)が遥かに速く、商品価値の下落を伴うことから、その防止が大きな問題となっていた。原因として、魚類ミオグロビンの酸化し易さが疑われたので、その確認を試みた。ホンマグロなど数種魚類およびイワシクジラなど哺乳類の筋肉からミオグロビンを単離し、種々の条件下で酸化速度を調べた。その結果、魚類ミオグロビンはいずれも哺乳類より遥かに大きな酸化速度を示し、これは変温動物と恒温動物の間の本質的な相違と考えられた。この事実はまた、魚肉貯蔵中の色変を抑えるためには、牛肉やクジラ肉の場合より低温を選ぶべきことを示唆している。この知見などに基づいて現在、マグロ等を長期貯蔵する場合に、- 40以下の超低温が適用されていることは周知のとおりである。

その頃、生物の分類の補助手段として、寒天やデンブゲルを用いる電気泳動法の有用性が認められつつあった。そこで、種々のクジラ類のヘモグロビンをこの方法で分析比較してみたところ、Balaenoptera 属に属するシロナガスクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ等ヒゲクジラ類の泳動像には特に相違がみられなかった。これは、同じ属でも魚種相互の間でほとんど例外なく泳動像が相違する魚類の場合と著しく趣を異にするもので、またゲル電気泳動法の一つの限界を示すものと思われた。当時、分類上の帰属が必ずしも明確でなかったピクミーシロナガスクジラも Balaenoptera 属に共通する泳動像を示した。他方、歯クジラ類のマッコウクジラの場合にはヒゲクジラ類と明らかに異なる泳動像が得られた。

以上がクジラにまつわる私の研究の思い出である。この間、時にはクジラ肉、とくにナガスクジラなどの尾身を刺身で賞味する機会があり、水産学を専攻したことの幸運に感謝したものである。平成元年から茨城大学(水戸)に奉職するようになった。当地は海岸線から 10 キロほどの内陸部に位置するが、生鮮魚介類は豊富である。目抜き通りの魚店でクジラ肉のブロックを見かけることがあるが、これは商業捕鯨モラトリアムの対象外のツチクジラ等と思われる。時たま、その刺身に舌鼓を打つこともあるが、このようなとき、名状し難い満足感を覚えるのは私のみであろうか …。

ヒトが生きていくためには、タンパク質、とくに動物性タンパク質が必要である。地球人口は増え続けており、いずれ動物性タンパク質の供給不足となることが危惧されている。これにこたえる畜産物の増産は地球環境の保全と両立し難いとされている。とすれば、残された手段は水圏、とくに海洋の未利用ないし低利用生物資源の有効利用となるであろう。その有力候補の一つが南氷洋のナンキョクオキアミで、資源量は数億トンないし数十億トンと見積もられている。この甲殻類を求めて、一頃は幾つかの国が出漁し、漁獲法や利用の途を探っていたが、最近はほとんど話題とされない。効率的漁獲が困難なことに加えて、殻などのフッ素含量が異常に高く、直接食用とし難いこと、などがその原因であろう。ここのヒゲクジラ類はナンキョクオキアミを餌としている。したがって、ヒゲクジラ類の捕獲・利用はこれらの問題を巧まずして解決することになるように思われる。他方、南氷洋のヒゲクジラ類の資源は回復傾向にあり、たとえばミンククジラは、もともと利用度が低かったこともあるが、現在 70 数万頭にのぼると推算されている。関連して近年 EPA や DHA といった独特の生理活性を有する高度不飽和酸が海産魚に多く含まれ注目を浴びているが、両者ともクジラ類にかなりのレベルで含有されることが見出されている。したがって、クジラ類を食用に供する場合には、そのような効用も期待できるわけである。

このように考えてくると、少なくとも当面、ミンククジラなど資源的に余裕のあるヒゲクジラ類については、IWC 科学小委員会が打ち出した改定管理方式に則って捕獲可能頭数を算出し、この頭数を厳守して捕獲、利用を図ることは充分理に叶ったことと思われる。このところ、IWC の中でも、わが国の科学的調査に裏付けられた捕獲再開の主張に理解を示す国が増える傾向にあり、よろこばしいことである。関係の方々の辛抱強い説明や説得によって賛成国がさらにふえ、捕鯨再開の日が訪れることを心から期待する次第である。

捕鯨を巡る国際議論と国際捕鯨委員会について思うこと

ミルトン・フリーマン

カナダ極地圏研究所 上級研究員

毎年、国際捕鯨委員会の年次会議の間、理不尽な攻撃が日本とノルウェーに集中する。これらの二国は現在も尚、鯨を捕獲し、食糧として利用しているが、これに対して西欧諸国の動物保護団体や政治家たちは嫌悪の念を抱いているようだ。

「鯨を救え」運動が始まった 1970 年代初頭、捕鯨を厳しく管理しなければ鯨類資源の大部分がすぐに絶滅してしまうと広く考えられていた。当時 IWC 加盟国 15 カ国の大半が捕鯨国であったため、行きすぎた捕鯨を効果的に規制するには、国際的な取り組みが必要であった。

しかしその後、10 年ほどの間に大規模な捕鯨は完全に消滅し、それとあいまって、反捕鯨運動(産業)が成長した。かつての捕鯨国(オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、オランダ、南アフリカ、米国、英国など)の大半が、すでに捕鯨を中止し、現在では 6 カ国ほどの国々が、自国の排他的経済水域内で地域単位の小型捕鯨を営んでいる。20～30 年前に商業捕鯨の対象となっていた鯨種は、今日ではもはや捕鯨による絶滅の危機にはないと有能な科学者達が同意している。しかしそれでも反捕鯨キャンペーンは引き続き大規模に行われており、反捕鯨産業がその活動を縮小する気配は見られない。

このように反捕鯨キャンペーンが行われている一方で、動物を食用など人間の利益のために殺すことを違法と定める国際法や条約は存在しない。今日、環境問題を考える際に、生物資源を利用する上で問われる最も重要な尺度は、“それが持続可能か”という点である。更に、動物を食糧として利用することは、それが持続的に有効利用され、技術的に可能な限り人道的に行われる以上、論理的にも正しいことであると広く認識されている。従って、今日の日本やノルウェーによる捕鯨は、国際捕鯨取締条約、国連海洋法条約、生物多様性条約など、あらゆる国際法に照らしても合法といえる。

IWC の反捕鯨加盟国は、たとえ捕鯨が合法であっても、もはやそれは一般に認められるものではないと指摘する。しかしオーストラリアや英国における銃の所持や、米国における死刑は、どうなのだろうか。一般大衆の支持が得られないという理由で捕鯨に反対しているこれらの国々では、多くの国民が銃の所持や死刑に激しく反対しているにもかかわらず、これらの慣例は合法的に行わ

れている。

こういった社会や国家間での考え方の相異は、通常、妥協点を求めることで解決が図られるか、引き続き争われるとしても、それは合法的な手段に従って行われる。たとえそうした妥協や法的解決に、多くの国民が満足できなくても、それによって、社会や文明が崩壊するなど考える者は誰もいない。国際的レベルでは、大半の国々が自国とは異なる他国の見解を理解するよう務め、多種多様な文化が存在するこの世の中では、他国には、自分達の我慢ができないような習慣もあることを理解しようとする。

しかし IWC においては、大多数を占める反捕鯨国による妥協は全く得られず、中立的な法的解釈からすれば、こうした反捕鯨国の態度は違法ともいえる。近年 IWC は、条約加盟国から条約で認められた法的権利を奪うような数々の決定を行っているが、その合法性を 公正な場で問うことに対しても、反捕鯨国が妨害をしており、これは忌々しき問題である。このような反捕鯨国の行動によって、現在、深刻な混乱状態にある IWC は、責任ある機能を果たせぬまま、ますます専制的な方向へと押し流されている。

合法的な手続きを拒否するこうした反捕鯨国の違法性を考えた場合、彼らは捕鯨が世界秩序の根底に重大な脅威となると信じるが故に自らの行いを正当化しているとしか考えられない。だが果たして、反捕鯨国は、大規模な海洋生態系の維持にとって捕鯨が脅威になるなどと、本当に信じているだろうか。そのようなことは考えられないし、それを裏付けるような科学的証拠は何もない。実際、IWC 科学委員会は、すでに、安全で持続的な利用が可能な鯨類資源を特定しており、その中には日本とノルウェーが利用を求めている鯨種(ミンク鯨)も含まれているのである。

歴史的に見て大型鯨の乱獲が行われたのは、鯨油への世界的需要があった時代である。しかし、19 世紀末に石油製品が鯨油にとって代われ、その後 1960 年代に、化学者らによって植物油からマーガリンが作られるようになり、機械油の合成も可能となってからは、大規模商業捕鯨の主要な目的は消滅した。

その後 70 年代以降、特に 80 年代にかけて、主に、歴史的に鯨肉を重要な食糧源としてきたわずかな社会に食肉を供給する目的で捕鯨は継続されてきた。しかし鯨を食糧として利用する国は今でもごくわずかであり、鯨油の世界的需要を満たすために多くの産業国が捕鯨を行っていた時代と、現在の状況は根本的に異なっている。

捕鯨に引き続き関心を持つ国々(アイスランド、日本、ノルウェーの他、いくつかの小さな島国)は海産物に大きく依存しており、一方で、捕鯨に強く反対し

ている国々(オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、フランス、ドイツ、オランダ、南アフリカ、英国、米国)はすべて土地依存型の農業が高度に発展した国々である。

捕鯨に反対する環境上の理由のない今、英国やニュージーランドといった農業国は、捕鯨に反対する理由として、捕鯨はもはや必要がないし、残酷だと主張する。米国は鯨製品の金銭取引が行われる場合には、捕鯨を容認し難いと主張している。しかしそのような考え方は極度に主観的なものであり、現存の国際捕鯨取締条約の下では全く意味がない。

捕鯨に反対する環境上及び法的な正当性もなく、国際的な資源管理条約を覆すような反捕鯨国の超法規的行動を正当化するほどの脅威など、はたして存在するのであろうか。重大な環境上の脅威が存在しない以上、そのような反捕鯨国の行動こそ、国際的な道徳秩序にとってはなほだ脅威となるのではないか。過去 10 年間にわたり IWC は、高度に管理された日本の小型沿岸捕鯨の再開を阻止することに、そのほとんどの労力を費やしてきた。しかし、非西洋社会の捕鯨をめぐる道徳性を、純粋に西洋的な価値基準から判断すること自体、倫理的に問題がある。

捕鯨が一般的な道徳あるいは倫理を脅かすものかどうかという問いに対しては、国際的に合意された、生物資源の利用を司る道徳的基準が存在する。国連のほぼすべての加盟国によって採択されたこの基準とは、持続的で生物多様性に害を及ぼさない限り、資源の利用は正当化されるというものである。(社会的、経済的利益を促進するのであれば、むしろ奨励されるべきである)。この原則が最初に登場したのは、広く賞賛を受けた世界環境保全戦略(1980年)の中で、その後、国連環境開発世界委員会報告(1987年)、アジェンダ 21、生物多様性条約(1992年)の中でも謳われている。以上すべての宣言において、持続的な資源利用によって社会的・環境的利益を得ることは、望ましい手段として認識され、強く推奨されているのである。

非捕鯨国の多くの人々が、その程度にかかわらず、捕鯨の再開に困惑を覚える理由は、鯨が特別な動物であり、通常人間の需要を満たすために屠殺されるその他の哺乳動物とは基本的に異なるとの観念に基づくものであるようだ。この鯨を特別視する主観的な見方は、動物愛護団体の政治戦略に引き続き利用されており、また一方では、先進国の政治家たちにとって、選挙で勝利するための安全な選挙材料となっている。

資金集めや票集めに役立ったキャンペーン材料を、環境団体や政治家が、簡単に手放すとは考えにくい。反捕鯨運動は、確かにこれまで多大な成功を収め、

人気を博してきた。しかし、過去の成功に基づいたキャンペーンを続けているのは、将来財源が減り、人々が真の環境問題を選んで支持するようになった場合に、そのような環境団体は諸々の問題に直面するのではなかろうか。まず、信頼性を維持することが必要である。そしてそのことは、加盟国の中の過激なグループが、合理的な行動に対して作為的で法的に疑わしい障壁を次から次へと築いている IWC にとっても同様である。

それでもやはり、捕鯨に反対する理由を、環境への懸念からだと何の根拠もなく主張し続けている国々がある。良識ある国であれば、増大し続ける人口を畜産による動物タンパクで賄おうとすれば、その環境にかかるコストは莫大であり、それが今後も増大し続ける一方であることを理解できるはずである。

環境について真に関心を持ち、人類の文化的多様性に敬意を払う人々にとっては、米国の環境作家ロナルド・ベイリーの次の一節を思い起こすことが役に立つだろう。“人間と環境というこの難しい問題の解釈にあたって完全を期するに善を犠牲にしてはならない”非現実的で非文明的なフォーラムと化した IWC にあっても、常識と妥協が必要ではなかろうか。

クジラ問題をどう次世代に伝えるか

細川隆雄

愛媛大学 教授

「現代社会と資源・環境政策」と銘打つテキストを何名かで書くことになった。愛媛大学農学部 2 回生ほぼ 200 名対象の必修授業のためのテキストである。

教科書作りへ向けた研究会において、筆者はテキストの第 6 章「捕鯨モラトリアムと環境問題」と題する部分を担当することになった。筆者の専門は社会主義経済論、旧ソ連経済論であるが、以前からクジラ問題(商業捕鯨禁止問題)と環境問題にも少しばかりの興味はもっていた。商業捕鯨がどのようなプロセスを経て禁止に至ったのか、なぜクジラが環境のシンボルになったのかという点を、学生に理解してもらうためにどのように書けばよいのか。いざ書くとするとクジラ問題をコンパクトにまとめるのは簡単なことではない。あらためて確認し得たことは、クジラ問題は奥の深い且つ広がりのある問題だという点である。

とにもかくにもクジラにかかわる資料を集めなければならない。クジラ・捕鯨問題にかかわる市販されている本を何冊か買ってまずは読んでみた。それによって商業捕鯨禁止に至るプロセスはおおよそ理解することができたが、捕鯨問題をめぐる最近の動きがどのようになっているのかという点に関しては、はなはだ不明な点が多かった。この点を埋めてくれたのが日本鯨類研究所が半期ごとに出している「捕鯨をとりまくこの 1 年」と題する資料集であった。この資料集は最近の動きをフォローするのに極めて有用であった。多分に日本鯨類研究所と日本捕鯨協会のおかげで必要な資料を集めることができ、筆者に課せられた担当部分を書き終えることができた。

さて、完成したテキストを使って授業をおこなったあと、「日本はどうして捕鯨モラトリアムに追い込まれたかについて述べよ」という小テストをおこなうとともに、若干の感想を書かせたが、その一部を紹介すると以下の通りである。A 君の感想。「環境問題は科学的側面から語られるのではなく、政治的な意図から一方的に語られることが多いのではないかと思った。クジラという資源・環境問題の具体的テーマだったので興味深かった」

B 君「今非常に腹が立っている。捕鯨の問題はかなり以前から知っていたが、

今回の講義を聞いてより腹立たしくなった。……今の日本人や一部の環境保護団体は、白人至上主義にもとづく情報操作に操られすぎだ。今の日本を考えると、一時期のブームに流されるおろかな人間が多いと思う。物事は感情ではなく事実認識が重要だと思う」

C君「良くも悪くもない普通の授業だった。捕鯨禁止に至るプロセスを理解することができたが、“新鮮な考え”をもたらすものではなかった」

D君「鯨肉を食したことのある者にとって反捕鯨勢力のこれまでとってきた行動というものはあまりに利己的な目的を秘めているような気がする。反捕鯨の人々はクジラとイルカは人間の友人だというのが、クジラとイルカに限定すべきではなく、地球上に生息する生物すべてが友人だと言うべきである」

E君「ぼくは個人的にはクジラの肉が好きなので、捕鯨はやめてほしい。ぼくの父は昔、捕鯨会社に勤めており、小学生の頃は鯨をよく食べたおぼえがある。増えているクジラ資源があればある程度は捕鯨を認めてほしいと思う」

F君「クジラは減少しているどころか、増加傾向にあるという話を何かの本で読んだことがある。科学的データもちゃんとそろっているのに、日本政府はなぜ理不尽な反捕鯨論に屈服しているのでしょうか。もっと強く抗議していくべきだと思う」

G君「反捕鯨というのはかなり矛盾しているものだと思う。だいたい牛、豚、魚を食べてなぜクジラがいけないのか」

H君「捕鯨禁止には自分自身も長い間、疑問に思っていた。反捕鯨団体の言っていることはあまりに乱暴であるし、科学的にもうなずけない。またクジラを食べたい」

I君「捕鯨は日本の伝統的なものだと思う。それをよく知りもしない他国の圧力によって止めさせられるのはおかしいと思う。また捕鯨禁止を強力に叫ぶ一部の環境保護団体に対しては“なぜクジラなのか”とってしまう。もっと絶滅の危機にひんしている動物はいるだろうに」

以上、学生の感想のほんの一部を紹介したが、紙数の関係上このあたりでとどめる。学生の感想をひとことで総括するなら、ほとんどの学生が商業捕鯨が禁止へ至ったプロセスを知らなかったということであり、このまま放置することは商業捕鯨禁止が理にかなった既成事実として次世代に伝わっていく危険性があるということである。商業捕鯨再開を考えるなら、次世代に対する捕鯨再開への強力な情報発信が必要であろう。この点、高校や大学の授業で捕鯨問題を取り上げることは重要な意味合いを持つものと思われる。

第10回ワシントン条約締約国会議の結果並びに その野生生物資源の持続的利用への影響

タバレンダバ・N・マベネケ

ジンバブエCAMPFIRE協会 理事長

ここではアフリカゾウのダウンリスティング⁽¹⁾成功と、タイマイ、クジラのダウンリスティング提案への支持拡大に焦点を絞って論じてみたい。今日では自然資源の持続的利用に対する支持が高まる一方で、動物愛護団体の影響力が衰退してきている。こういった顕著な変化が見られていてもなお、動物保護一辺倒の考え方がこれ以上広がらないように警戒が必要である。

ハラレで開催された第10回ワシントン条約(CITES)締約国会議には、締約国の代表並びにオブザーバーが多数参加した。特にオブザーバーとして参加した西欧の非政府団体(NGO)はポスターを掲げ、象牙やクジラ、タイマイの取引に反対した。プロテクショニスト・グループ(動物の消費的利用に反対する団体)の多くは、象牙取引の再開がアフリカ近隣諸国で密猟を誘発すると非難した。これらの保護団体は、ボツワナ、ジンバブエ、ナミビアのアフリカゾウ資源がひとたびダウンリストされることになれば、密猟者がアフリカゾウを全滅させてしまうと強調していた。

ゾウに限らず、その他のもっと小さな生き物さえも、人間と同様に尊く、これを殺すことは非人道的であり、その必要も無いと訴える人々がいる。彼らはエコツーリズムこそが、環境管理の最良の方法だと訴える。

第10回CITES締約国会議に参加した持続的利用⁽²⁾派は、以下の点に基づきゾウ、クジラ及びタイマイのダウンリスティングを支援した。

- a. ゾウ、クジラ、カメといった自然資源は常に、地元民に伝統的な食料を提供してきた。こういった自然資源を利用させないことは、非道徳的な行為であり、正当化することはできない。
- b. 自然資源は人々にとって、大変重要な経済基盤を形成している。ジンバブエではCAMPFIRE⁽³⁾計画によって田舎に住む人々が収入を得て、彼らはそれを学校、病院、製粉所といったプロジェクトに投資してきた。これは、地元の人々が周囲の野生生物資源に依存して生活している証である。日本やノルウェーでは、捕鯨が地方の人々の生活を支えている。また、捕鯨国がクジラ資源を利用することは生態学的にも合理的なことである。科学的

分析により、クジラ資源が全く脅威にさらされていないことは証明されているのである。

- c. 資源をしっかりと管理することは、環境的にも正しいことである。CAMPFIREで行っているようなプログラムは、自然資源の管理を地元住民に委ねることで、生物種が引き続き存続できるようにするものである。

第 10 回 CITES 締約国会議において意見が 2 つに分かれたことから明らかなように、持続的利用派の立場を明らかにするために、さらに多くの情報を散布する必要があった。CAMPFIREをはじめ、日本象牙協会、サファリ・クラブ・インターナショナル、自然資源保全協会は様々な文書を掲示した。締約国会議の 5 日間の間に、以下の点が明らかとなった。

- a. プロテクショニスト・グループは偽情報や、人々の心を揺さぶる感情主義に訴えていた。この戦略は主に西欧の NGO の間で使われ、多くの締約国が彼らから距離を置いていた。
- b. アフリカ近隣諸国の間にはいまだに大きな意見の違いがあるが、それでも開発途上国の間では結束が築かれつつあった。かつてフランス領であった国々が、おそらく外部からの圧力、あるいは科学的情報の不足のためにダウンリスティングに反対していることは明らかだった。
- c. 持続的利用の原則は、ダウンリスティング反対国の間でさえ、勢いを得ていた。これは第 1 委員会及び第 2 委員会の両方で、持続的利用派が優勢となっていたことから明らかだった。

投票結果について言えば、第 10 回 CITES 締約国会議はこれまでの会議より格段に前進した。第一に、秘密無記名投票が締約国からの圧倒的支持を得たことにより締約国は、どの決議案についても自由に投票できることが保証された。以前は影響力の強い西欧の NGO が、政府代表団の投票を監視し、彼らに不当な圧力をかけていた。多くの開発途上国は、先進国から財政支援を受けているし、先進国の NGO もまた影で操作を行っていた可能性がある。第二に、サイ、クジラ及びタイマイのダウンリスティング提案に対する支持が増えたことである。これらの提案はダウンリスティングに必要な 3 分の 2 の支持を得るには至らなかったがその票差は僅かであり、同提案が承認されるのが時間の問題であることは明らかである。

アフリカゾウのダウンリスティングに関しては、根回しや情報散布、それに南アフリカ開発共同体内における協力活動が重要な役割を果たした。地域社会

によるリーダーシップや、CAMPFIRE 協会のような社会に根付いた組織もまた大きな役割を果たした。ダウンリスティング提案国は、取引再開のためには、たとえ厳しい条件でも受け入れようと妥協の用意をしていた。

第 10 回締約国会議では、多くのことを学んだ。今日では、オブザーバーの役割が以前ほど重視されなかったため締約国間の意思疎通の時間が増えた。前回までの会議とは異なり、オブザーバーが議事進行を妨げることはほとんどなかった。CITES 会議は締約国のための会議であり、こうあってしかるべきなのである。

CITES は環境問題を取り扱う国際会議であるが、そこで政治が引き続き大きな役割を果たしていることは明らかである。ヨーロッパ、ラテンアメリカ、アジア、アフリカの一部ではそれぞれ異なる考え方をもった同志が同盟を作り、今後も締約国会議で影響力を持ち続けることであろう。舞台裏での、取引や交渉もまた重要である。このように締約国会議はこれからも政治的な舞台であり続けると思われる為、ダウンリスティングを熱望する国は、国内、地域、世界的な連携を強化する必要がある。

野生生物の利用は、一地域に限定されるものではない。それは本質的に世界規模のものであり、問題解決のためには国境を越えた強い結束が要求される。

最後になったが、CAMPFIRE は日本象牙協会や日本捕鯨協会といった NGO との強い結束を築いてきた。それというのも、我々がプロテクショニズムという同様の問題に直面しているからである。今日ではゾウやクジラが対象となっているが、明日はまた別の種へと変わっていくだろう。次の会議までの間、CAMPFIRE と日本捕鯨協会は情報散布、ネットワーキング、セミナーといった分野で協力して作業していかなければならない。

プロテクショニスト・グループは偽情報を使ったり、密猟が増えているといったムードを駆り立てたり、さらにはブラックメールを使って、自暴自棄の攻撃を仕掛けてくるに違いない。CAMPFIRE のように中心的役割を果たすプログラムは、ダウンリスティングへの報復として彼らの攻撃目標となるであろう。そのようなシナリオは、前述のような効果的なネットワーキングを通じ、彼らの偽情報を暴露することによってのみ阻止できるのである。

- 訳者注 -

- (1) ワシントン条約では、生物をその絶滅の危機度によって、付属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分類して国際取引を規制している。付属書Ⅰに掲載された後は、国際取引が禁止され、Ⅱでは、条件付きで取引引きが認められる。

今回、ジンバブエは、ボツワナ、ナンビアと共に、アフリカゾウを現在掲載されている? 類から? 類へ移す(ダウンリスティング)ことを提案し、これが認められた。

- (2) 生物資源は、保護するだけでなく、人間が管理をしながら利用していくべきという考え方。
- (3) Communal Areas Management Programme for Indigenous Resources(土着資源の地域共同管理計画)の頭文字をとったもの。

勢子舟でつなぎたい黒潮・鯨文化

梅崎義人

水産ジャーナリスト

7月20日の「海の日」には、全国各地でいろんなイベントが繰り広げられたが、高知県室戸市では、勢子舟競漕という珍しい催し物が行われ、全国から注目された。

室戸は江戸時代に大きな産業であった土佐捕鯨の中心地。現在はカツオ、マグロ漁業が主力となっているが、捕鯨文化の維持には市をあげて力を入れている。平成8年8月には、太平洋を臨む景勝の地に観光スポットとしてキラメッセ・室戸を建設。鯨の博物館「鯨館」と鯨料理も食べられる和風レストラン「食遊」をオープンした。「鯨館」の目玉となっているのが勢子舟である。昔、鯨の追跡用に使われた勢子舟をそっくり復元したもの。長さ12.4メートル、幅2.6メートル。舟体には昔ながらのみごとな極彩色の絵模様が描かれている。

室戸にたった1人残っている和舟大工の棟梁、藤田博工(ひろのり)さん(70歳)が平成4年に創り上げた芸術品。伊勢神宮に室戸の捕鯨組が明治15年に奉納した実物模型を自らが採寸。原木の杉を10か月かけて乾燥させた後に4か月かけて復元舟を完成させた。費用は約800万円。捕鯨OBたちが中心となって結成した「室戸市くじらネットワーク協会」が資金を集めた。

「海の日」に行われた勢子舟競漕には、この復元舟は使われない。港まつりを主催する「マリンフェスティバル室戸」が昭和63年に作ったFRP(強化プラスチック)の勢子舟4隻が使用された。

レースは4部分に分かれている。勢子舟を艦でこぐのは古式捕鯨レースだけ。あとは櫂でこぐ子供レース、さらに体験レースとして、一般男子と一般女子の部がある。むつかしい艦を操れない人は、櫂をこげばよい。老若男女、だれでも勢子舟競漕に参加できるところが人気の原因になっている。距離は600メートル。二隻ずつ競漕して、タイムを競う方式。優勝したのは若者のグループ「鯨波」チーム。タイムは5分13秒だった。

沖縄から牡鹿町までを結ぶ夢

「室戸市くじらネットワーク協会」は木造の復元勢子舟をもう1隻作る計画を進めている。完成したら、「鯨館」に展示してある第1号舟と共に、和歌山県の

太地を友好訪問する予定。江戸時代に、捕鯨先輩格であった太地から網取り式捕鯨の技術を学び、土佐捕鯨が飛躍を遂げたいきさつがある。300年前の交流の再現にしたい考えだ。

そしてその後の夢は、黒潮・鯨文化の再発掘である。沖縄? 奄美? 五島? 室戸? 太地? 和田? 牡鹿という、黒潮・鯨文化ルートを勢子舟でリレーすることだ。それぞれの地域の人が交替で櫓をこぎつなく。この交流を通して、鯨文化、捕鯨産業の奥深さと現在における重要性を分ち合うのが狙いである。

一隻の勢子舟の復元が大きなロマンを育てつつある。